長野県諏訪養護学校給食等調理業務委託契約書

長野県諏訪養護学校長　中原直樹　を委託者とし、　**【法人名、代表者職・氏名】**　を受託者とし、　**【法人名、代表者職・氏名】**　を代行者として、長野県諏訪養護学校（以下「学校」という。）の学校給食及び寄宿舎食（以下「給食等」という。）に係る業務（以下「業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者、受託者及び代行者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　受託者及び代行者は、この契約の履行に際して知り得た情報について、委託者の許可を得ずに他人へ漏らしてはならない。

（委託業務名）

第２条　委託する業務（以下「委託業務」という。）名は、長野県諏訪養護学校給食等調理業務という。

（業務内容及び業務分担）

第３条　この契約に基づく業務内容は、次のとおりとし、業務の詳細は、別添の学校給食等調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

　（１）給食等の調理

（２）検収から盛付までの業務

（３）配食、運搬、下膳、洗浄、残食の処理等に係る業務

（４）業務で使用する機器等の消毒、保管、保守点検、及び衛生管理に係る業務

（５）業務場所の清掃、消毒（害虫駆除を含む。）、点検、及び整理整頓に係る業務

（６）業務に伴う事務

（７）その他調理業務全般に付帯する業務

２　委託者と受託者の業務の分担は、仕様書に定めるとおりとする。

３　受託者は、仕様書に定めのない細部の事項は、委託者の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第４条　委託業務の委託期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（受託管理責任者及び業務責任者）

第５条　受託者は、使用人の中から、委託業務の管理や運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を受託管理責任者及び業務責任者として選任しなければならない。

２　受託管理責任者は、委託業務の総括責任者であり、学校給食等業務に従事する者（以下「従事者」という。）の人事管理、及び委託者との連絡調整等の任にあたるものとする。

３　業務責任者は、現場の業務実施の責任者であり、委託業務の適正で円滑な遂行及び管理に努めるとともに、委託者の指示等を受け、従事者の日常業務の指示指導監督の任にあたるものとする。

（従事者の管理）

第６条　受託者は、従事者に対する労働基準法等の法令上の責任をすべて負い、従事者の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び秩序規律の維持等について責任をもって労働管理するものとする。

なお、従事者の不適切な行為等により、委託者が学校管理経営上適当でないと認める場合は、受託者に対し速やかに改善するよう求めることができるものとする。

２　受託者は、仕様書に基づき委託業務に必要な従事者を確保しなければならない。

３　受託者は、契約締結後すみやかに従事者名簿を提出するものとし、提出後、やむを得ず従事者を変更するときは、委託業務の質の低下を招かないよう配慮するととともに、その都度名簿を提出するものとする。

（設備の貸与及び保守）

第７条　委託者は、委託業務の実施に必要な施設及び設備器具（以下「貸与品」という。）を受託者に有償で貸与するものとする。ただし、その納付は免除する。

２　受託者は、前項の貸与品の引き渡しを受けたときは、別途、委託者と貸付契約を締結するものとし、貸与品については善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　受託者は、その責に帰すべき事由により、使用を許可された貸与品に修理等の必要が生じたときは、委託者の許可を得て代品を納入し、又は修理、及びその他現状回復に必要な費用を負担するものとする。

４　受託者は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立会いの上で貸与品の検査を行うものとする。

（従事者の賠償責任）

第８条　受託者の従事者がこの契約に基づく委託業務中、故意又は過失により委託者又は学校に在籍する児童生徒や勤務する職員、若しくは第三者に損害を与えたとき、受託者は一切の賠償責任を負うものとする。

ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（経費の負担区分）

第９条　委託業務に係る委託者及び受託者の経費の負担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

２　受託者は、使用する電気、水道、及びガスについて極力節約を図り、効率的な使用に努めるものとする。

（委託料）

第10条　委託者が受託者に支払う委託料は、年額**【契約金額】**円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金**【契約金額に応じた金額】**円）

２　委託料の支払いは、年額を12等分し毎月支払うものとする。なお、各月の金額に１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額で請求し、３月分の請求時に端数調整のうえ請求するものとする。

３　受託者は、毎月の業務終了後５日以内に、委託者に対して当該月の請求書及び仕様書に定める報告書等を提出するものとし、委託者はこの請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第11条　契約保証金は、金 **【契約金額に応じた金額】**円とし、その納付は免除する。

２　受託者は、契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付をしなければならない。

（検査）

第12条　受託者は、調理業務実施後、その都度、委託者の検査を受けるものとする。検査の結果、不合格となった部分については、受託者は直ちに無償で手直し等の業務を行うものとする。

（受託者側の事故の責任）

第13条　この契約に基づく委託業務中に、受託者側で生じた事故に対しては、委託者は何らの責任を負わないものとする。

（再委託の禁止）

第14条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

（契約の解除等）

第15条　委託者又は受託者は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、相手方に申し出て協議するものとする。

ただし、次の各項の一に該当するときは、委託者は受託者に弁明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。

（１）　受託者の委託業務の遂行が、委託者の学校経営管理上に支障をきたす恐れがあると委託者が認めたとき。

（２）　受託者が、第６条第１項なお書きに規定する改善が認められないとき。

（３）　受託者が、故意又は過失により委託者に損害を与え、委託者がこの契約の存続を不適当と認めたとき。

（４）　受託者が、この契約を履行しないとき、又はこの契約に違反したとき。

（５）　受託者が、行政上の処分を受けたとき。

（６）　受託者の弁明の期日に、受託者又はその代理人が出席しなかったとき。

（７）　受託者が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくは同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者が実質的に経営を支配する事業者又は準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第15条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは本契約を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が､受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確　保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第15条の３　委託者は、第14条ただし書きに規定する再委託契約者が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第15条の４　委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求することができる。

（契約不履行の損害賠償）

第16条　委託者はその責に帰すべき事由により、第10条第３項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

２　受託者は、第15条、第15条の２、及び第15条の３の規定により契約が解除されたときは、第11条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

３　受託者は、前項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第17条　受託者は、第15条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（権利義務の譲渡、承継）

第18条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

（公的物無断使用及び工作の禁止）

第19条　受託者は、貸与品を除く委託者の所有する一切の土地、建物、構築物、器具類、消耗品類等を無断で使用及び工作してはならない。

ただし、委託者の承認のある場合はこの限りでない。

（明け渡し義務）

第20条　受託者は本契約の終了とともに貸与品を現状に復し、直ちに明け渡さなければならない。

２　前項の場合において学校内の受託者の所有物を委託者の指定期日までに撤去しないときは、委託者は任意にこれを処分することができる。

３　受託者は、委託者に対し、明け渡しに際して造作料、立退料、損害料など金品その他の請求を行わないものとする。

（業務の代行）

第21条　受託者は、労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部の履行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ代行者を定めるものとする。

２　代行者の業務の代行は、受託者の申し出により委託者がその必要性を認めた場合において、本契約に基づく業務を履行するものとする。

３　代行者は、前項の規定により業務を代行する場合は、本契約条項等を遵守するとともにこの場合においても、受託者の本契約上の義務は免責されるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第22条　受託者は、この契約に係る委託業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（協議）

第23条　この契約に定めのない事項及びこの契約の取扱いに疑義を生じたときは、その都度委託者、受託者及び代行者が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書３通を作成し、委託者、受託者及び代行者が三者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和4年　　月　　日

　　　　　　　委託者　　住　　所　　長野県諏訪郡富士見町富士見11623-1

職・氏名　　長野県諏訪養護学校長　　中原　直樹

受託者　　住　　所

　　　　　法 人 名

代表者職・氏名

代行者　　住　　所

　　　　　法 人 名

代表者職・氏名